

# 鳥取縣公報

## 告示

### ◇鳥取縣告示第三百三號

古綿打直加工賃の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十年十一月鳥取縣告示第三百七十八號（古綿打直料金指定ノ件）はこれを廢止する。

昭和二十一年七月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

特價統制令第四條の規定により古綿打直加工賃の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年七月十九日

大藏大臣 石 橋 湛 山

### 一、古綿打直加工賃

1、蒲團綿打 一貫匁ニ付 八、〇〇

昭和二十一年七月十九日  
第千七百二十九號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格5A判

### 二、料金條件

〔イ〕前記最高打直料は受託者工場（店舗）渡し料金を包装費を含み集荷配達費を含まない。

〔ロ〕取次業者があつても前記料金を超えてはならない。

〔ハ〕前記蒲團綿打直しとは過切機（兩面機を含む）で打直し元量目一貫匁について十枚以内に仕上げたものをいひ中入綿打とは過切機で開綿した上梳綿機又は廻切機で打直し元量目一貫匁について二十枚乃至三十枚に仕上げたものをいふ。

〔ニ〕前記最高打直料金は鳥取縣製綿工業統制組合の検査に合格しその検査證紙を貼付したものの料金とし検査を受けないもの又は不合格のもの価格は前記料金の五割以内とする。

◇鳥取縣告示第三百四號

廣島縣では福山市及び青品郡府中町廣谷村に「コレラ」が發生し蔓延の徴があるので同地進駐聯合軍當局の指示に基き「コレラ」病毒傳播防止のため七月三日から十八日間但し今後更に患者が發生した場合最後發生の日から向ふ十八日間福山市、廣谷村、府中町一圓の交通を遮斷し區域内に入出入する一切の者を禁止するため警察官及び警防團員を周圍の出入路に配置し公務その他已むを得ない用務のため所轄警察署長の承認を得たる者以外の出入及汽車電車が其の區域内を通過するのは支障なきも乗降はこれを禁止し防疫の萬全を期することとした旨廣島縣から通報があつたが交通遮斷を犯した者は二百圓以下の罰金に處せられるから止むを得ず此の方面旅行する場合も法規に觸れ處罰を受けることない様注意されたい。

昭和二十一年七月十九日

鳥取縣知事 林

敬

三

◇鳥取縣告示第三百五號

食糧管理法施行規則第一條ノ二によつて昭和二十一年産春

馬鈴薯及び麥類の賣渡期日を次のやうに定める。

昭和二十一年七月十九日

鳥取縣知事 林

敬

三

馬鈴薯

昭和二十一年七月三十一日

麥類

昭和二十一年八月三十一日

◇鳥取縣告示第三百六號

農事實行組合の設立について次のやうに届出があつた。

昭和二十一年七月十九日

鳥取縣知事 林

敬

三

名

稱

事務所所在地

設立年月日

大平鳥取縣日野郡溝口町大字 昭和二十一年六月五日  
農事實行組合 上野七六〇ノ五

◇鳥取縣告示第三百七號

食糧管理事務取扱員を次のやうに解囑並びに囑託した。

昭和二十一年七月十九日

鳥取縣知事 林

敬

三

岩美支所

解囑したる者の氏名	擔當區域	職執行の場所	備考
辻野 則子	鳥取市、岩美郡一圓	食糧検査所 岩美支所	昭和二十一年六月三十日解任
小林 伸二	鳥取市	鳥取出張所	昭和二十一年五月三十一日解任
北村 宏	同	同	昭和二十一年五月三十一日解任
渡横 四郎	岩井町	浦富出張所	昭和二十一年五月三十一日解任
囑託せる者の氏名	相當區域	職執行の場所	備考
木村 和子	鳥取市、岩美郡一圓	食糧検査所 岩美支所	昭和二十一年六月三十日任用
加納 利章	鳥取市	鳥取出張所	昭和三十二年五月三十一日任用
竹内 憲藏	同	同	同
山本 久雄	岩井町	浦富出張所	同
福田 貞男	宇倍野村	宇倍野出張所	同
林 昇	鳥取市、岩美郡一圓	岩美支所	昭和二十一年六月三十日任用